



保護費の累積金の取り扱いについて

問 被保護者が、保護費を累積して貯蓄等を行っていた場合の取扱いについて教えてください。

答 いわゆる保護費の累積金をめぐる取扱いの問題については、本年になって一部マスコミに個別事例が報道されるなど、関係者の関心を集める問題になっています。そこで、まず、具体的な事例について簡単に紹介します。

事例一 現金投げ捨てに及んだケース

溜め池に多額の現金が捨てられているのが発見され、後日、ある生活保護受給者が現金を捨てたの

は自分であると名乗りました。本人の話によれば、現金は、これまで父親らしいことをしてやれなかった娘に贈与すること等を目的として生活保護費を手元に貯めたものであり、貯蓄が福祉事務所に見つければ保護が廃止されると聞き、怖くなって投げ捨てたということでした。

これを受けて福祉事務所では、高額の貯金を保有していることが明らかにになったことにかんがみ、生活保護法上は、たとえそれが保護費を累積したものであっても、その累積目的が容認できない趣旨のものであれば貯金を生活維持のため活用すべきであり、その累積額が本人の最低生活費の六か月分を超えることから保護廃止措置をとりました。

なお、その際福祉事務所は、将来再び要保護状態になることも予想されるため、貯金の費消後生活に困窮すれば、福祉事務所に相談するように助言しています。

定める節約の要請に反しない限り、自由に処分できると考えるべきことを主張し、やむをえない将来の不安に対するための貯蓄は容認すべきであると主張しました。

これに対して、行政側は、次の理由により請求を棄却しました。

・ 預貯金を保有している場合には、これを生活の維持に活用すべき資産として取り扱うべきであり、これは保護費を累積したものであっても同じである。

・ 一時的に多額の金銭が必要となる耐久消費財の購入にあてるとの具体的な目的のために預貯金を行う場合などについては、生活保護の趣旨目的に反しないかぎり、預貯金の保有が認められることもあるが、本件は将来の未確定な需要を目的としており、容認できない

適切な生活指導による未然の防止が重要

以上の具体事例は、それぞれ固有の特殊な事情のもとで行われたものであり、その判断を画一的にすべてのケースにあてはめることはできませんが、いくつかの重要な点について以下に述べることにしたいと思います。

まず、保護費は個々の被保護世帯の最低生活費としての需要を満たすものとして支給されているものであり、通常の生活を営んでおれば、多額の累積金が発生することとはそもそも想定しがたいものです。このような保護費から預貯金を行うような生活を営むのは、食事や衣料等の生活必需品を極度に切り詰めた生活を行ったとも考えられます。このため、日頃からケースの生活実態を十分に把握し、適切な生活水準で生活を営むように指導することが重要です。このような日常的で地道な生活指導を行うことで、前述したような多額の累積金が発生するというような

事態を未然に防止することが可能となります。

生活保護の趣旨にそった適切な活用を

しかしながら、実施機関の指導等にもかかわらず、個別処遇の過程で累積金が発見された場合にはどのように取り扱うべきでしょうか。

(なお、生活保護受給者の累積金の把握と取扱いについては、世帯との日頃からの指導・相談等を通じ、十分な意思疎通により必要に応じ、個別の調査・個別の処遇を行うべき問題であらう。)

生活保護制度の基本的な考え方は、対象者の資力その他あらゆる能力をすべて活用しても、そのみでは、最低生活を維持することが困難と認められた場合において、最低生活を営むのに足りない額について保護費を支給するというものです。したがって、預貯金の形で活用可能な資力がある者に對しては、たとえそれが保護費を貯めたものであっても、まずそれを生活の維持のために活用するこ

とを求めることとなります。

ただし、生活保護受給者が、最低限度の生活の保障及び自立の助長という制度の趣旨目的に反しない限りにおいて、生活費の計画的なやりくりを行うこと、例えば耐久消費財の買い替え等のためのお金を貯えることは認められます。

したがって、個別処遇の過程で累積金が発見された場合には、当該累積金の目的について世帯に対してよく確認したうえで、生活保護の趣旨目的にあった活用をするように、自立更生計画の策定等の指導を検討することが考えられます。その上で、制度の趣旨目的に合致しない預貯金であると判断された場合には、やはり原則どおりその預貯金を生活の維持のため活用を求めることとなります。

このように累積金が発生した場合の対処方法については、当該被保護世帯の構成や生活状況等の特質により様々であり、一定の額等により機械的に行うことは不適切かつ困難です。以上に述べたような判断は、世帯の生活状況や自立更生の可能性に配慮したケースバ

イケースの判断が求められることとなります。

